

広島県告示第五百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によって、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を農林水産大臣から受けたが、森林所有者の所在が不明なため、同法第三十条の規定による通知ができないので、同法第百八十九条の規定によって、通知の内容を安芸太田町役場の掲示場に掲示した。

平成二十六年七月十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 保安林予定森林の所在場所及び所有者（登記簿上の所有者）の氏名

所 在 場 所	所有者（登記簿上の所有者）の氏名
山県郡安芸太田町大字田吹字下田吹東平六八の一	野上 伸

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

立木の伐採の方法及び限度について